軽自動車税種別割の納税通知書を発送します

対象者に軽自動車税種別割の納税通知書を５月１日付で発送しますので、納期限（６月２日）までに納付してください。

※軽自動車税種別割は、毎年４月１日現在で軽自動車などを所有している人に課税されます。

※軽自動車を廃車・名義変更または住所変更したときは、手続きが必要です。

※年度の途中で廃車や名義変更をしても税の払い戻しはありません。

問 **課税課**
☎ 22-9613　FAX 22-9618

鉄道利用促進補助金が使いやすくなりました

市内の小中学校、幼稚園、保育所(園)、認定こども園の児童などが、市内の自治会（区）やPTA・子ども会などの行事で伊賀鉄道・JR関西本線・JR草津線を利用する場合には、鉄道利用促進補助金を利用できます。

今年度から制度を改正し、より利用しすくなりました。鉄道を利用することで、社会に触れ、マナーや思いやりなどを学ぶきっかけにもなります。ぜひご利用ください。（事前手続きが必要です。）

問 **公共交通課**
☎ 22-9663　FAX 22-9694

伊賀市でくらす 外国人のための 生活ガイドブック

市役所での手続きや生活情報が書いてあります。

問 多文化共生課
☎ 22-9702

自衛官等募集事務にかかる除外申出

市では、自衛隊法施行令第120条に基づく防衛大臣からの資料提供依頼に応じて、自衛官・自衛官候補生の募集のために必要な情報として、募集の対象となる人の住所・氏名を提供しています。情報提供を希望しない場合は、自衛隊へ提供する情報から除外しますのでお申し出ください。

【対象者】
市内に住民登録があり、令和７年度に17歳または21歳になる日本国籍の人

【申出方法】
必要書類を持参または郵送で下記まで。必要書類など詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

【申出期限】 令和８年２月２日㈪

問 **総務課**
☎ 22-9601　FAX 22-9672

義援金受付中

お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社を通じて、支援を必要とする方々にお届けします。

【義援金箱の設置場所】
○本庁舎　1階市民スペース
○各支所（上野支所を除く。）

問 医療福祉政策課
☎ 26-3940
FAX 22-9673

防災・情報アプリ HAZARDON（ハザードン）

登録者増加中！

伊賀市のお知らせや気象警報などの情報をプッシュ通知で受け取れます

位置情報から近くの避難所の状況を地図で確認できます

もしもの時に備えてぜひ登録してください

問 防災危機対策局
☎ 22-9640　FAX 24-0444
✉ kikikanri@city.iga.lg.jp

市・県民税「特別徴収」税額決定通知書発送

◆納税義務者（従業員）の人へ

事業所などに勤務している人の個人住民税（市・県民税）は、所得税と同様に原則、事業所が給与から徴収した上で、従業員に代わって市に納入していただきます。事業所などを通して税額決定通知書をお受け取りください。どの人も原則､特別徴収（給与天引き）ですが、特別徴収されていない場合は勤め先の事業所に確認してください。

◆特別徴収のメリット

○普通徴収の納期が原則年４回であるのに対し、特別徴収は年12回（６月から翌年５月まで）のため、１回当たりの負担が少なくなります。

○金融機関などで納税する手間を省くことができます。

問 ○**課税課**
☎ 22-9613　FAX 22-9618
○**三重県税収確保課**
☎ 059-224-2131

行政だより「ウィークリー伊賀市」市公式YouTubeチャンネルで配信中！

地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）

ふるさと融資は、地域振興に資する民間投資を支援するために都道府県または市町村が長期の無利子資金を融資する制度です。なお、ふるさと融資の総合的な調査、検討、貸付実行から最終償還までの事務は、市から㈠財)地域総合整備財団（ふるさと財団）に依頼しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【対象事業者】
法人格を有する民間事業者

【対象事業】 地域振興につながるあらゆる分野の民間事業で、新たな雇用が見込まれること

【対象経費】 設備の取得などに関する費用

【融資期間】 ５年以上20年以内（うち据置期間５年以内）

【貸付利率】 無利子

※民間金融機関などの連帯保証が必要

【申込先】
事業地の都道府県または市町村

問 **地域創生課**
☎ 22-9623　FAX 22-9672
✉ chisou@city.iga.lg.jp

伊賀市役所 本庁舎 5月のアート情報

本庁舎で下記の展示を行っています

◆４階市民ミニギャラリー
○伊賀市寄贈作品展示
中野　英一　絵画作品展

◆１階玄関横
○伊賀市寄贈作品展示
絵画「鎮守の杜」　藤原　康博

○いけばな（伊賀華道協会）

※都合により展示物が変わる場合があります。

※観覧時間は市役所の開庁時間に準じます。

市民ミニギャラリー展示作品募集中
問 文化振興課
☎ 41-0400
FAX 22-9694

４月から改正建築基準法が施行されています

◆建築確認の範囲の拡大について

都市計画区域外（大山田地域、島ヶ原地域、青山地域の一部、阿山地域の一部、伊賀地域の一部）では、これまで不要だった木造２階建ての戸建て住宅を含む２階以上または延べ面積200平方メートルを超える建築物に対して、全て「建築確認」が必要となりました。

◆リフォームに関する変更について

伊賀市全域で、屋根や外壁などの大規模なリフォームを行う場合、「建築確認」が必要となる対象が拡大しました。木造２階建ての戸建て住宅も対象ですので、改修や模様替えを検討している人は十分にご注意ください。

問 **建築課**
☎ 22-9732　FAX 22-9734

「芭蕉クン」をご活用ください！

「芭蕉クン」イラストが申請により自由にご利用いただけます。

▲詳しくはこちら

問 文化振興課
☎ 22-9621

10言語対応「広報いが」デジタルブックで配信中!

問 広聴広報課
☎22-9636　FAX22-9672
✉ koho@city.iga.lg.jp

児童扶養手当・特別児童扶養手当

◆手当の月額が変わりました

児童扶養手当と特別児童扶養手当が、４月分から月額2.7%引き上げられました。

※受給する場合は手続きが必要です。

◆児童扶養手当

次のいずれかに当てはまる18歳の誕生日から最初の３月31日をむかえていない子を監護している父か母、またはその子を養育している人

○父母が離婚した子
○父か母が死亡した子
○父か母が重度の障がい（国民年金の障がい等級１級程度）にある子
○父か母の生死が明らかでない子
○父か母から引き続き１年以上遺棄されている子
○父か母が裁判所からのDV保護命令を受けた子
○父か母が引き続き１年以上拘禁されている子
○母が婚姻せずに生まれた子
○父母とも不明である子

※子の身体または精神に中程度以上の障がいがある場合は、手続きにより20歳未満まで手当が受けられます。

問 **こども政策課**
☎ 22-9677　FAX 22-9646

◆特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある20歳未満の子を養育している父か母、または父母にかわって子を養育している人

＜特別児童扶養手当１級＞
○身体障害者手帳の判定がおおむね１・２級程度（内部的疾患を含む。）に当てはまるとき
○療育手帳のＡ判定の知的障がいか、同程度の精神障がいであるとき

＜特別児童扶養手当２級＞
○身体障害者手帳の判定がおおむね３級程度（内部的疾患を含む。）に当てはまるとき
○療育手帳のＢ判定の一部の知的障がいか、同程度の精神障がいであるとき

※手当を受ける人、または扶養義務者の前年の所得が限度額を超えると手当が支給停止となります。

問 **障がい福祉課**
☎ 22-9656　FAX 22-9662